

大分大学医学部長期履修規程

平成21年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、大分大学医学部（以下「本学部」という。）における長期履修に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修のできる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、医学部長が特に必要と認めたもの

(教育課程の編成)

第3条 長期履修学生に限定した特別の教育課程は編成しないものとし、本学部の教育課程については、弾力的に運用するものとする。

- 2 長期履修学生は、履修計画等について教務委員長及び指導教員と綿密に相談するものとする。

(長期履修期間)

第4条 長期履修期間は、医学科においては7年から最高10年、看護学科においては5年から最高8年とする。

- 2 医学科で7年、8年又は9年、看護学科で5年、6年又は7年のいずれかの長期履修を認められた者から更に1年の延長の申請があったときは、教務委員会で審議の上、許可することができるものとする。
- 3 長期履修を認められた者から長期履修短縮（長期履修の取消を含む。以下同じ。）の申請があったときは、教務委員会で審議の上、許可することができるものとする。

(申請及び変更手続)

第5条 長期履修を希望する者は、入学手続の際に、別紙様式第1号の「長期履修申請書」を提出しなければならない。

- 2 前条第2項の申請は、別紙様式第2号「長期履修期間変更申請書」を許可された長期履修期間の最終学年の学年末の3か月前までに提出しなければならない。
- 3 前条第3項の申請は、別紙様式第2号「長期履修期間変更申請書」を卒業希望時期の半年前までに提出しなければならない。

第6条 長期履修学生は、許可された長期履修期間満了前に卒業することはできない。ただし、第4条第3項の許可を得た場合は、この限りでない。

(在学期間及び休学)

第7条 長期履修学生が在学できる期間は、医学科においては10年、看護学科においては8年を限度とする。

2 長期履修学生が、病気その他の事由により2か月以上修学できないときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して、4年を超えることができない。

(学長への報告)

第8条 学部長は、長期履修又はその延長若しくは短縮の許可をしたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(授業料)

第9条 長期履修学生の授業料は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項が生じた場合は、学部長と教務委員長とで別途協議することとする。

附 則（平成21年医学部規程第3-2号）

この規程は、平成21年12月10日から施行する。

附 則（令和元年医学部規程第3-1号）

この規程は、令和元年10月29日から施行する。

長期履修申請書

大分大学医学部長 殿

学 科

住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり長期履修を希望しますので、許可願います。

記

| | |
|-------------------------------|---------------|
| 入 学 年 月 | 年 月入学 |
| 正規の履修期間 | 年 月から 年 月（ 年） |
| 希望する履修期間 （年数） | 年 月から 年 月（ 年） |
| 現在の勤務先等 | 名 称 |
| | 所在地 |
| 長期履修を希望する理由 （資料があれば添付すること） | |

長期履修期間変更申請書

大分大学医学部長 殿

学 科

住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり長期履修期間を変更いたしたいので、許可願います。

記

| | |
|--|-----------------------|
| 変更の内容 (該当するものを ○で囲む) | 長期履修期間の延長 ・ 長期履修期間の短縮 |
| 許可された長期履修 期間 (年数) | 年 月から 年 月 (年) |
| 変更後の履修期間 (年数) | 年 月から 年 月 (年) |
| 現在の勤務先等 | 名 称 |
| | 所在地 |
| 長期履修期間の変更 を希望する理由 (資料があれば 添付すること) | |